

議案第 65 号

里庄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

里庄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 12 月 1 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

単県医療費公費負担制度において、令和 6 年 10 月からマイナンバーカードと健康保険証の一体化が検討されており、紙の健康保険証が廃止された場合には、単県医療費公費負担制度における受給資格証交付に必要な医療保険の被保険者証の確認事務を個人番号の利用により行うこととなる。また、個人番号の利用範囲は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項で定められており、単県医療費事務を独自利用事務とするため、所要の改正をするものである。

これが、この議案を提出する理由である。

令和5年12月 公布  
里庄町条例第 号

里庄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

里庄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年里庄町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「個人番号の利用」の次に「及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供」を加える。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務という。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「町の執行機関が次項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務」を「別表第1の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び町の執行機関が行う特定個人番号利用事務」に改め、同条第2項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができます。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第4条に次の1項を加える。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1町長	里庄町心身障害者医療費給付条例（昭和48年里庄町条例第21号）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
2町長	里庄町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例（昭和52年里庄町条例第16号）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
3町長	里庄町子ども医療費給付に関する条例（昭和48年里庄町条例第16号）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1町長	里庄町心身障害者医療費給付条例（昭和48年里庄町条例第21号）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
2町長	里庄町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例（昭和52年里庄町条例第16号）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、児童扶養手当関係情報及び戸籍関係情報であって規則で定めるもの
3町長	里庄町子ども医療費給付に関する条例（昭和48年里庄町条例第16号）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。